

出産一時金の見直しについて。(9月議会の案件です)



出産に係る負担を軽減するために、緊急の少子化対策の事業
実施期間は、平成21年10月1日～平成23年3月31日
引き上げ額は、4万円

- ・産科医療補償制度なし 35万→39万
- ・ // あり 38万→42万

住宅手当緊急特別措置事業について(9月議会の案件です)

【目的】 離職者であって、就労能力&就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者、または、喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することによって、住宅&就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とします。

【対象者】

(1) 支給申請時に、下記の①～⑦いずれにも該当する者。

- ① 2年以内に離職(離職時の雇用形態、離職理由は問わない)
 - ② 離職前、自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた者
 - ③ 就労能力&常用就職の意欲があつて、公共就業安定所への求職申込みを行う者
 - ④ 住宅を喪失している者、または、喪失するおそれのある者
 - ⑤ 原則として、収入のない者
- *ただし、臨時的な収入やその他の一時的な収入がある場合、または生計を一とする同居の親族の収入がある場合には、支給申請時の属する月における収入見込額の合計が下記以下であること。単身世帯 → 84,000円、複数世帯 → 172,000円
- ⑥ 生計を一とする同居の家族の預貯金の合計が下記以下である者
単身世帯 → 50万円、複数世帯 → 100万円
 - ⑦ 国の住居喪失離職者等に対する雇用施策による貸付け、または給付、地方自治体等が実施する類似の貸付け、または、給付等を受けていない者

(2) 支給対象者は、支給期間中に、常用就職に向けた就職活動を行うこと

- ① 毎月1回以上、公共就業安定所へ行き、職業相談を受けること
- ② 毎月2回以上、各地方自治体の支援員等による面接等の支援を受けること

⇒ 支給期間は、最大6ヶ月です。

⇒ 詳しくは、皆さんのお住まいの基礎自治体にお問い合わせください。国の施策なので、全国的に行われている事業です。